

明石地域振興開発株式会社の今後の方針に関する検討状況について

明石地域振興開発株式会社の今後の方針につきましては、昨年 9 月 26 日に開催されました生活文化常任委員会において、第三セクター会社としての役割を果たしつつあるとの認識のもと、他市の事例を踏まえて検討を進める旨を報告したところです。

検討の結果については、市からの借入金（都市開発資金無利子融資）が完済となる 2026 年度末（令和 8 年度末）までに取りまとめる考えですが、現在の検討状況を報告します。

1 明石地域振興開発株式会社の今後の方針（あり方）案の検討状況

現在、以下の 3 つの方針（あり方）を検討しています。

(1) 方針案 1 継続保有（現状維持）

概 要	・市が筆頭株主として、同社の株式を継続して保有する。
メリット	・保有株式数に変更がなければ、事務的な手続きは不要
課 題 等	・当期純利益の一部(20～30%)を株主配当として分配するよう同社に求めることは不可能ではないが、累積欠損金約 21.5 億円の解消が優先事項 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」と言う。）が、保有する株式の引き受け(相応価額での買い取り)を市へ求めてきた場合、対応が極めて困難

(2) 方針案 2 事業譲渡（会社清算）

概 要	・同社の保有資産の全てを第三者に売却し、会社を完全に清算する手法 ・新たな資産保有会社によるショッピングセンターの運営
メリット	・一般競争入札等の形式を採ることにより、手続きの透明性、公平性、競争性を確保することが可能（※¹参照） ・派遣している市職員（1 名）の引き揚げが可能
課 題 等	・公的資金を投入して整備した施設を民間企業に売却することへの理解 ・※¹会社から会社への資産売却であり、公共団体が行う正式な一般競争入札とは異なるため、手続きの透明性、客観性などの確保が課題 ・株式譲渡に比べ事務手続きが複雑（会社が存続しないため、全株主が株式を清算する必要があることなど） ・売却額が投資額を下回る可能性
事 例	・北九州市（株式会社北九州テクノセンター）にて類似事例あり

(3) 方針案 3 株式譲渡（完全民営化）

概 要	・市及び中小機構の保有株式を第三者に売却し、経営権を引き継ぐ手法 ・現在の会社が存続し、ショッピングセンターを運営
メリット	・市有財産である株式の売却であり、正式な一般競争入札等を採用できることから、手続きの透明性、公平性、競争性を確保することが可能 ・事業譲渡と比べ事務手続きが簡易（会社が存続することから、既存株主の株式の継続保有が可能であることなど） ・派遣している市職員（1 名）の引き揚げが可能
課 題 等	・売却額が投資額を下回る可能性
事 例	・横浜市（株式会社横浜インポートマート） ・群馬県太田市（株式会社田園都市未来新田）にて類似事例あり

2 中小機構との協議状況

市は、2024年12月20日に市内で中小機構と面談し、市の現時点での考えや同機構の考え方について意見交換を行いました。その際、同機構の基本的な考え方は次のとおりです。

- (1)基本的には、公共資本からの脱却に向けた方針案2又は3については賛成し、歓迎
- (2)ただし、一般競争入札等による売却先の選定、売却に至るプロセスの市民や利害関係者への公表（市HPへの掲載ほか）など、手続きの透明性、公平性、客観性が必要

3 今後について

庁内において、方針案1～3について更に詳細な比較検討を進めるとともに、同社と連携し証券会社や不動産投資会社などへのヒアリングなども行い、2025年度中にどの案を採用するかを決定する予定です。